

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 131：コミュニティ隔離措置の変更（7月16日発表））

【ポイント】

●7月16日、フィリピン政府は、7月15日に発表したコミュニティ隔離措置の延長・変更内容の一部を再度変更することを発表しました。

【本文】

1 コミュニティ隔離措置について、15日の領事メールで、フィリピン政府が7月15日に発表した延長・変更内容をお知らせしましたが、その後、フィリピン政府は16日、その内容の一部について、以下のとおり再度変更することを発表しました。

（1）7月31日まで「強化されたコミュニティ隔離措置（ECQ）」を課す地域に変更した地域

- ・地域6（西ビサヤ地域）：イロイロ州、イロイロ市
- ・地域10（北ミンダナオ地域）：カガヤン・デ・オロ市、ヒンゴオグ市（東ミサミス州）

（2）期間を7月31日までに変更した「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・地域6（西ビサヤ地域）：アンティーケ州
- ・地域10（北ミンダナオ地域）：東ミサミス州

（3）7月31日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域に変更した地域

- ・地域3（中部ルソン地域）：メキシコ市（パンパンガ州）

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）決議第127-E号（コミュニティ隔離措置の変更）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210715-IATF-Resolution-127-E-RRD.pdf>

●大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）（イロイロ州、イロイロ市、カガヤン・デ・オロ、ヒンゴオグ市は7月31日までECQ）

https://pcoo.gov.ph/news_releases/iloilo-province-iloilo-city-cagayan-de-oro-gingoog-city-placed-under-ecq-until-july-31/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

- 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html